

第104号議案

令和4年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料収納業務委託事業	令和4年度～令和5年度	226 <small>千円</small>

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年

事 項		限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
1	後期高齢者医療保険料収納業務委託事業	226		

ものについての前年度末までの支出
 度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和5年度	226				226